

かみふの 議会だより

12月
定例会

No. 49

平成18年
2月10日

題字 上富良野高等学校 書道部 2年 千葉 唯



校庭の川で魚釣り



清富小学校作品



草木染



おばあちゃんと燻製づくり



炭づくり

今年度をもって閉校となる清富小学校の豊かな心を育む体験学習

主な記事

- 軽費老人ホーム「ハイムいしずえ」を民営化 ②
- 子どもの安全対策など 9 議員が一般質問 ⑤
- これからどうする? No2 「学校給食センターと地産地消」 ⑬

軽費老人ホーム 「ハイムいしずえ」を民営化

今まで町の施設としてあった軽費老人ホーム「ハイムいしずえ」は社会福祉協議会に管理運営を委託していましたが、国の制度改革により民間委託が可能となり、上富良野町も平成18年4月1日より、町内の社会福祉法人「わかば会」に譲与することが議会で承認されました。



従来行政が管理運営していたものが法改正により、自治体に補助されていたお金が廃止され、代わって民間の社会福祉法人が運営することで、助成金として直接支払われるようになりました。

このことにより従来、町が支出していた約3千万円が軽減されることとなります。施設については無償譲渡し、土地は無償貸与で、指定管理者制度よりもさらに進んだ完全民営化になり、今後多様化する福祉制度に対応していく運営も柔軟にできるようになります。

質疑から

問 福祉行政にとっても欠かせない施設として運営してきたと思うが、民間の法人に福祉政策を担ってもらおうという事は過去の経緯からしても、まさに矛盾するような内容だと思いが。

答 運営上の制度が変化してきており、行政としてその施策を変えていく事が当然であろうと思う。

問 今回これを譲与するに至る前に、なぜ指定管理者制度を検討されなかったのか。

答 指定管理者という方法は、あくまで行政が全てを抱えながら進めていく事になら変わりはないわけで、民間としての能力をそこで発揮していただく事は、非常に町にとって大変重要な内容になっていくものだというふうに考える。

問 残存価格があるにもかかわらず無償譲渡するのか。尚かつ4千万円を付けて譲渡するのか。

答 有償の譲渡を進めていくと補助金、起債等の返還せざるを得ない事もある。交付金に関しては、これまでの管理費の内部留保というものは、行政として行ってきたので当然出していくべきものと考えている。

問 入居者の負担軽減を図る対策を取っているが、3年間続けそのあとは無くなるが受託する側はその分入居者へ負担を求めるのではないのか。

答 譲渡先の方でも早急な形で上げるといような事は現段階では考えてないし、制度上の中でも

安易に上げていけるという状況にはない。

問 万が一財政難になって運営に支障を来たすという場合、町はどういう対応をするのか。

答 現段階でそういう部分までは、想定していない。経営を継続して頂くことを前提としてお話を申し上げている。

問 管理費で3千万円ほど出すと。それから3年間300万円ずつ出すということだが、すぐそこにやるという必要があるのか。

答 渡す事によってより民間の考えで進める内容を早期に定着させていける事が、町としても効果が高いであろうと判断をしている。

問 指定管理者に移行している他の施設も将来財政難になった場合、譲渡するのか。

答 民間に移譲することによって、町民のご負担を少しでも軽減でき、財政的な対応ができるのであれば、計画的にこれらにつきましても移譲を進めていきたい。

手数料条例特別委員会を設置

「上富良野町手数料条例の一部を改正する条例」について、手数料条例特別委員会に付託しました。

これは、ごみ処理手数料を可燃・不燃ごみ容量45ℓ1袋につき現在90円から140円に、30ℓ1袋につき現在60円から90円にするなど値上げの提案がなされたもので、尚十分な審議が必要なことから特別委員会を設置したものです。

生活安全推進条例を制定

「上富良野町生活安全推進条例」を原案の通り可決しました。

「上富良野町交通安全条例」「上富良野町青少年問題協議会設置条例」により、交通安全対策協議会、青少年問題協議会の2つの附属機関を設置していたが、任意団体である交通安全推進委員会、交通安全協会、防犯協会、暴力追放運動推進協議会を統合して「上富良野町生活安全推進協議会（仮称）」として18年4月1日から運営していく予定となっていることから、2つの条例を廃止し新たに制定したものです。

町外者の規定を削除

「上富良野町葬斎場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」を

原案の通り可決しました。死亡者が町民であるにも係わらず使用者が町外居住者であるため町外者として扱われるケースが多くなっていることから町外者の規定を削除するもので、あわせて使用料を見直し改正するものです。

清富小学校3月31日をもって閉校

「上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例」

を原案の通り可決しました。町立清富小学校の児童数減少による閉校に伴い条例から清富小学校を削除するものです。



循環東線、循環西線を廃止

「上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

を原案の通り可決しました。平成16年10月より市街地区を運行していた循環東線、循環西線の利用者が極めて少ないため、廃止するものです。

いずれの条例も施行月日は、平成18年4月1日からです。

補正予算

12月定例会で、一般会計他7会計の補正予算の審議を行い、いずれも原案通り可決しました。一般会計については、906万5千円の減額補正をし、予算総額76億39万2千円となりました。

■12月補正予算の状況

(単位：千円)

会 計 名	補 正 額	補 正 後 の 額
一 般	▲906万5	76億0,039万2
国民健康保険	1,020万5	11億8,773万6
老人保健	10,936万0	12億9,151万1
介護保険	▲82万5	6億7,572万9
簡易水道事業	▲48万9	6,878万5
公共下水道事業	▲1,333万0	3億5,999万4
水道事業	0	1億8,253万7
病院事業	▲1,550万0	9億3,889万5

指定管理者を指定

日の出公園施設（日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキーリフト）及び吹上温泉保養センターについては、株式会社上富良野振興公社に、上富良野パークゴルフ場については、株式会社シー・エス・ティに指定することを議決しました。指定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までとなっています。

意見書を関係省庁に提出しました

国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める意見書

国の季節労働者冬期援護制度は、1977年度に「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」制度として発足して以来、制度の名称や内容の一部が変更されながらも、30年近くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきた。しかしながら、政府は2004年度から現行の「冬期雇用安定奨励金」制度、「冬期技能講習助成給付金」制度について大幅な「見直し」をおこなうとともに、2006年度をもってこれらの制度を廃止しようとしている。

北海道においては、長期にわたる不況と景気回復の遅れ、さらには自治体財政の悪化によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増している。

こうした中で、国が季節労働者冬期援護制度を廃止することは、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすばかりでなく、建設業者をはじめ地域経済にも深刻な影響を与えることは明らかである。

よって、国においては、季節労働者冬期援護制度を存続し、さらに内容を拡充すべきである。また、国の発注する公共事業において、冬期間の雇用の拡大をはかるとともに、夏場についても、地元業者が受注できる仕事を増やすなど、雇用対策を強化する必要がある。

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣

平成16年度決算を認定！

－ 15項目の審査意見を付す－



特別委員会を設置し、集中審議

12月定例会で平成16年度の各会計（一般・特別）及び企業会計の決算を15項目にわたる審査意見を付して、いずれも認定しました。

平成16年度決算については、平成17年9月定例会において上程され、理事者の趣旨説明、監査委員の審査報告の後、直ちにそれぞれ特別委員会に付託されました。

このことを受けまして、2つの特別委員会（西村委員長）を設置し、10月5日から7日までの3日間、委員会を開催し、書類審査、質疑など集中審議を行いました。

15項目の審査意見の主な内容は次のとおりです。

審査意見

◆各会計（一般・特別）

1 町税及び税外収入について

①滞納額・収入未済額が増額しているの、収納向上策として、滞納者の状況分析に基づいたきめ細かい督促と、納税相談を実施するとともに、分納誓約書の活用、保証人制度の厳格な適用と悪質な滞納者には強制執行を含め、一層の解消に努められたい。
②不納欠損処分については、その内容を明確に区分すると共に、十分精査の上実施されたい。

2 収納事務処理について

収納事務処理にあたっては、十分にチェック機能を強化し徹底を図られたい。

3 補助金・負担金について

行財政改革の観点から一層その用途を精査し、奨励事業、支援事業、団体運営等の目的に沿った事業効果・評価を取り入れ、効果的な運営を図られたい。

4 需用費について

燃料等の購入を含めた需用費については、経費節減に努力すること。

5 委託業務について

委託業務は財政効果が一層上がるように進められたい。

6 備品購入について

購入時期、購入方法等適正な予算執行に努められると共に、備品の有効活用を図られたい。

7 クリーンセンターの維持管理について

年々修繕費が増加しており、計画的な維持管理に努められたい。

8 保育所運営について

保育所運営について、保育料の負担軽減に努められたい

9 子育て支援について

学童保育の運営については、受入時間の延長、受入枠の拡大等充実を図られたい。

10 公園・広場等の管理について

公園・広場等の管理のあり方について十分検討されたい。

11 教育について

地場農産物の活用を図り、食育の教育を更に進められたい。

12 職員手当について

持ち家手当と通勤手当については、見直しを図られたい。

13 介護保険について

在宅サービスの利用促進と低所得者利用者の負担軽減措置の充実に一層努められたい。

◆企業会計

（病院事業会計）

1 未収金について

患者負担金の未収金については、利用者の公平性と病院の健全経営を図るため、未収金の解消にきめ細かい督促と保証人制度の厳格な適用を図られたい。

（水道事業会計）

1 未収金について

水道使用料の収納については、より一層の努力を払うと共に、不誠実な未納者に対しては、引き続き給水停止も含め断固とした態度で臨まれたい。

Q 地域センター病院に周産期母子医療センターの設置を

A、産婦人科医師不足 圏域として医師確保の展開に努める



マタニティスクール 説明会

地域センター病院（協会病院）に地域周産期母子医療センターの設置と充実を

質問 周産期とは妊娠22週目から分娩後7日まで一貫して診療する事で、産婦人科医と小児科医、新生児科医の協力が必要である。近年生まれてくる子どもの数が減少傾向にあり、少子化が進行すると労働力人口の減少、福祉サービスの提供や医療保険制度の運営に大きな影響をおよぼす。また、特殊な医療が必要なハイリスク児やハイリスク妊娠等に対する医療の充実が求められており、周産期医療システムの確立に向け、新しく建設される富良野協会病院（地域医療センターの位置付け）に求めている。

町長 現在、富良野協会病院においては地域周産期母子医療センターを設置し、比較的高度な医療行為を行っている。新たに建設予定の病院でもその機能継続に向け、必要な整備が進められていると承知している。

再質問 上富良野町は今、出生率1.8で道内一の状況であるが危険を伴う出産等も数多く、機能を備えているといっても産婦人科医が一人と聞いている。このような状態で充分とは言えないのでは。何とか周産期母子医療センターの充実を求めて頂けないか。

町長 町立病院の医師引上げ等町立病院の運営に専念している中で、協会病院の医師確保まで手が回らない。富良野市長を含め圏域として、医師確保の要望運動を展開している。地域のセンター病院としての位置付けを果たしていただけるよう努力する。

公共施設等の耐震診断の状況は

質問 町内公共施設、特に病院・学校等は、安全確保のため耐震診断を急ぐべきではないか。

町長 建築基準法の耐震規定は昭和46年と56年の2度にわたり改正された。当町の公共建築物は建築後相当



村上 議員

年数を経過しており、改正後の基準に適応せず既存不適格建築物と位置付けされている。今後特定の用途、一定規模以上の公共施設は建築当時の耐震基準を確認し財政状況を見据えた中で耐震、耐力度調査の実施を検討したい。

介護保険法改正に伴う介護予防サービスのあり方について

質問 新たに予防給付と介護給付に分かれ、地域支援事業を導入することが柱となり、要介護度の区分が7段階になり、要介護1と2が介護予防の対象となる。町ではすでに介護度の低い人が利用している家事代行訪問介護を自立支援に役立っていないとの事で提供方法等見直しているが、きちつとした内容説明がないと不安だとの声がある。今後のサービスのあり方についてどう考えているのか。

町長 新予防給付の報酬単価、サービス内容の詳細は1月に示される予定だが、

自立支援、在宅による介護予防サービスを可能な限り提供できるよう、第3期介護保険事業計画を策定しその運用に努めたい。

質問 地域包括支援センターの創設にあたり、社会福祉士等人員不足はないのか。

町長 既存の在宅介護支援センターを移行し、その機能を継続しながら運営したい。職員の配置についても現有的人的資源を最大限活用し適切に対処していく。

町営住宅の収入超過認定者の現況と今後の対応は

質問 国土交通省は平成18年4月から月収20万以上の人の家賃を民間並に引上げ、明渡しを推進するとの事である。町では常時50人程度入居待機者がいると思うがこの国の方針に対する今後の対応は。

町長 現在は、町営住宅収入超過者認定通知書により自主的な明け渡しを促している。今後、法令の改正内容に伴い取り進めていく。

Q 新型インフルエンザ対策について

A、感染予防に心がけ情報提供に努める



鳥インフルエンザについて
質問 国際的にも日本国内においても問題になっている、新型インフルエンザの出現は鳥から人への感染であるが、人から人へ感染する新型インフルエンザの出現は時間の問題である。この対策を町長はどのように認識しているか。国のインフルエンザ対策小委員会の報告ではワクチン（タミフル）の備蓄量を全国で2千500万人分と推定し発表している。町でのワクチン備蓄状況をお伺いする。

町長 厚生労働省は抗インフルエンザ薬の安定供給対策の取り組みを開始している。町においては通常のインフルエンザと同様、予防接種等により感染予防に心がけ、随時情報提供に心がけていく。通常の診療に必要な量は町内医療機関等で保有している。

再質問 町立病院での治療薬の保有は、また、上部機関との連絡体制について伺いたい。

町長 町立病院の医局では入院患者の対応に相当する分のタミフルの確保はしている状況にあるが、全町民の十分な確保はない。国、道が備蓄するものの支援を受けながら、地域住民の対応をしていく。

再々質問 町内医療機関及び町内応需薬局での、ワクチン現有備蓄量は、

保健福祉課長 町内のタミフル備蓄保有量は、全機関合わせて概ね2千錠という状況である。

自治のかたち検討プロジェクトについて
質問 富良野圏域5市町村で構成したプロジェクトチームが発足し8ヶ月が経過した。その取り組みについて伺いたい。

町長 5月に専任職員を派遣、富良野地区広域市町村圏振興協議会内に設置を依頼。道州制や地域主権型社会の構築に向けた自治のかたちについて圏域住民に情報提供するため発足した。現在町が取り組んでいる

事務組合、審査会等について説明を求めたい。

町長 串内草地組合議会、上川南部消防事務組合、介護認定事務は圏域で対応、観光は美瑛と6市町村で共同対応、消費者センターも圏域ということで協議中にある。

助役 一部事務組合には、他に環境衛生組合、管内には教育研修センター組合、公平委員会、富良野沿線では介護認定審査会を構成している実態にある。

再々質問 火葬場に多額の補修費をかけるならアプロ1チのある近隣の町との共同施設づくりは、学校給食センターも老朽化が進んでいるため、衛生面等将来的に考え、共同建設・運営も視野に入れた広域連合の考えは。

町長 提案のあった火葬場給食センターの問題また、保健福祉等も含め、広域行政の中で協議を進めているので、ご理解願いたい。

ジャガイモストセンチュウ対策について
質問 平成16年南富良野町の馬鈴薯畑でストセンチュウの発生が確認され、上富良野産馬鈴薯も風評被害を受ける結果となったがこの対策は。

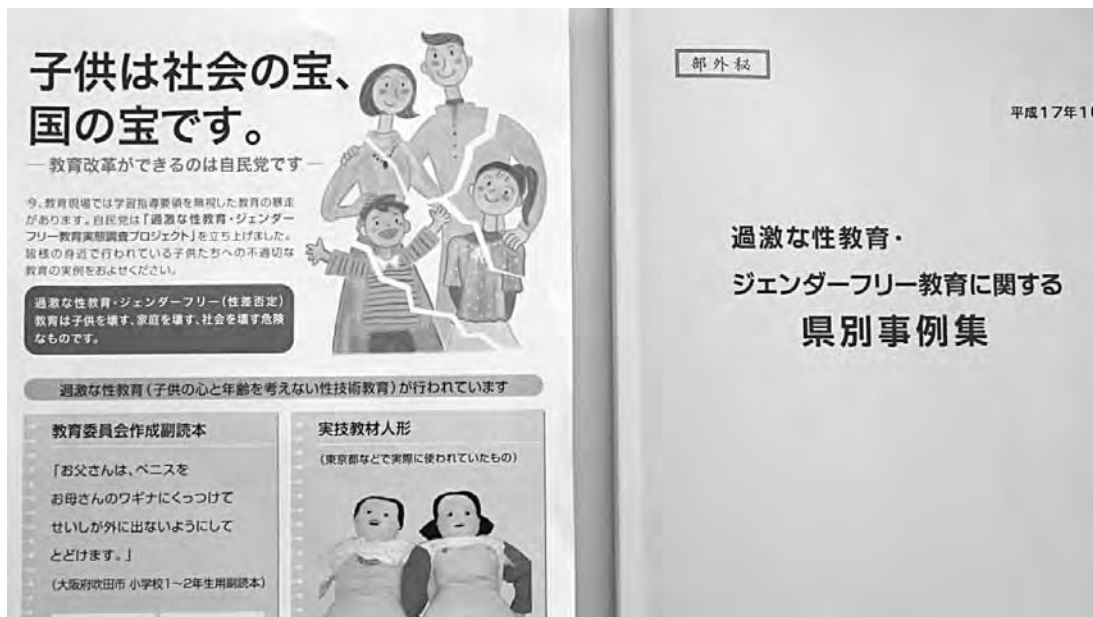
町長 発生予防については、沿線市町村とJAがジャガイモストセンチュウ対策本部を設置し、生産者、消費者一体となって信頼回復に取り組んでいる。

再質問 東中倍本地区に設置されている選果場で大根を洗果した際、付着していた土が流され用水路を通り水田に入る。水田を転換畑とした時、ストセンチュウの発生が懸念されるが。

町長 JA合併に伴い、既存施設を有効的に利用している。町としては安全対策を講じながら推進してくれ、新たな施設の設置についてはJAの判断である。



岩崎 議員



Q 行き過ぎた性教育は児童生徒に悪影響を与えるのでは A、学習指導要領に基づき性教育を進めている

行き過ぎた性教育・ジェンダーフリー教育について

質問 近年行き過ぎが問われている性教育で、当町の小中学校で行われている性教育の実態とジェンダーフリー教育について、教育委員会としてどう対応しているか伺う。

教育長 様々な性情報が氾濫する中、児童生徒が正しい性知識を持ち正しい行動が判断できるよう各教科、道徳、総合学習など教育活動全体を通し、児童生徒の発達段階に応じた学習指導要領に基づき、教材、副読本等を活用し性教育を進めている。ジェンダーフリー教育に関しては男女混合の出席簿、座席の混合の状況だが行き過ぎた性差を否定する活動の実態は無い。

再質問 学習指導要領で行っている性教育自体に問題があり、使われている教材、副読本こそが最も行き過ぎである。今の性教育は性器・性行為教育といっても過言ではなく、避妊さえすれ

ば自由な性交渉を容認するような内容の副読本の使用は差し控えるべきであり、性行為教育ではなく心の教育、道徳心から性教育を行い、恐ろしい性病についての危険を教える必要性を強く考えるが、どのような対応を図っていくのか。

教育長 義務教育においては学習指導要領に基づき性に関する教育が様々な教科において行われている。理科では生命の誕生、社会では男女平等の理念、保健体育では男女の身体の違い、道徳ではお互いの人権を尊重するような教育が行われている。心の問題から発生した中で指導している。また北海道の性感染症の多発も感じていて、それらの防止策からも学校教育で性教育を行うべきと考える。

再々質問 学習指導要領に基づいて行われている事よりも、現状をもっと認識した中で性器・性行為教育に陥らないように医学、心理学、行動科学、哲学、宗教

学など多角的方面から心の問題として性教育はあるべきと考える。

教育長 児童生徒が正しい性知識を持ち自らの行動をきちんと判断できる力を育む事が大切だと感じている。今後、学校また保護者、世界の動きも勉強しながら性教育に取り組んでいく。

上富良野小学校校舎の早期建て替えについて
質問 児童の安全性、部外者の侵入防止などの面から校舎の建て替えが早急に必要と考えるが、どのような考えがあるか伺う。

教育長 現在の上富良野小学校校舎が建てられた当時は部外からの侵入者によって児童に危害を加えることは想定していなかった。現在のように安全・安心が崩壊した時代において非常に安全管理が難しい校舎と認識している。しかし、第4次総合計画において改築等の計画は無く次期の総合計画に位置づけていかねばならないと考える。

再々質問 付焼刃的対策ではなく根本的対策が必要と考えるが。



金子 議員

新築校舎の建築が仮に決定したとしても、実現までの相当の年数を現在の校舎で児童の安全を守る対策を講じていく必要がある。その一つとして防犯カメラの設置、校舎玄関のオートロック方式の導入を検討し実現化に向け努力する。

再質問 児童の生命の安全を考えると最優先事項と考える。お金の問題ではない。

教育長 児童の安全をいかに守っていくかは教育委員会、校長会でも常に意見を交わし対策を検討している。国の助成策も講じながら素早く安全対策を図っていく。

再々質問 第4次総合計画には計画がされていないが、学校現場を守っていく私に課せられた使命に意を注いで参りたい。

その他の質問
行政情報の取り扱いとセキュリティ対応について

Q、町が赤字団体になったときは

町長・議員は無給化宣言をすべき

A、赤字再建団体となれば町長・議員は当然そのようになるが、そうならないよう努力する



役場庁舎

広域行政について

質問 広域行政がいわれてから、かけ声だけで一向に進捗がみられない。職員の期末手当は上げ、一方で町民の毎日使うごみ袋、また各種手数料、使用料の値上げをする。この矛盾を何とお考えか。なぜごみ袋も含め広域で介護、国保、消防、医療、教育、保育、福祉、学校給食、火葬場問題等具体的に組み込まないのか。10年前から言われており、ただ先延ばしをしている。住みづらい町づくりではないか。

町長 広域行政については5市町村ででき得るものについてはは最大限努力する。また、職員給与については人事院勧告に従って実施している。

再質問 広域プロジェクトで広域連合組長と議員を選挙で決められることを表現しているが、過去に先例もなく紛らわしいことは表現するべきではない。さらに広域連合といっても課税権

もなく地方交付税を受けることもできず、また広範な行政能力も持たず、効率化は進まず、直ちに財政的に無理となり結局財政支援のない合併に進むのでは。

町長 プロジェクトの結果が今年度末までに出る。それをもとに、広域自治のあり方を協議し、将来の圏域と町の方向性を定めていく。

新行政手続法について

質問 6月に交付された新行政手続法は明瞭に命令制定機関は命令を定める場合は広く一般の意見を求めなければならぬと制定している。合併新法は平成17年4月に施行されており、行政手続法によれば示された合併新法について具体的かつ明瞭な内容で住民に問い、その結果から行政が進められるのではないか。現在の広域連合の中で自立を進め、上富良野町を赤字再建団体にしたら、その責任は重い。町長、議員の無給化を宣言するべき。

町長 合併の相手がいない



梨澤 議員

のに合併を聞くことにはならない。また私は平成16年の選挙で自立、行革、住民負担について訴え住民の理解を得た。それが町が赤字再建団体になったときは当然、町長・議員は無給となるが、そうならないように努力する。

質問 新行政手続法は平成18年4月に効力を発揮する。この法の目的理念は行政上の意思決定についてその内容及び過程が明らかであることといっている。今町がしなければならぬのは、住民自治条例の制定である。これに基づく住民参加の手続きであり、さらにその中でパブリックコメント手続となっている。町はそれを逆にやっている。住民自治条例制定についてどのようにお考えか。

町長 町の行政改革改革の中に示しており、検討中である。

「いしずえの松」について

質問 明治32年初代役場庁舎前にいしずえの松は記念樹として植樹され、議会はこの松の永久保存木として指定しているが、106年目を迎えた現在、あのような状態となっているが、どのようにお考えか。

町長 昭和42年の庁舎移転に伴い旧役場の敷地は売却された、昭和53年に現所有者から伐採処分の話があり、町文化財保護委員会は「保存に値しないもの」と判断し永久保存の指定が解除されている。私自身としても手を加えて保存する考えは持っていない。

質問 上富良野町ゆかりの古木があのような状態となり、いつかは寿命が尽きる。地域のいしずえ商店街の方々がこの老木の最後を看取られるとき、町長はこの老木と地域の皆さんに何らかの便宜を図る考えはあるのか。

町長 現所有者と地域の皆さんで対応して頂きたい。私としては対応する考えは持ち合わせていない。



荒廃した遊休農地

Q すでに遊休農地が95haにも及ぶ状況にあるが

町として制度導入も含めて早急な対策を

A、遊休農地は増加の傾向にある。

荒廃化をなくすためにも農地流動化対策を推進する

農地の保全について

質問 わが町は、中山間地等直接支払い制度の導入が図られていない状況にあるが、平成12年度から始まり、平成17年度から5カ年の延長が示された。この制度は、国が各自治体に対し条件不利地に対しての支援策であり、上川管内24市町村の内20市町村が、この事業に取り組んでいる。

制度を利用していけば、当然遊休農地の出現は無く、農地の保全には、きわめて重要な役割を果たしていたと考えられる。95haにも及ぶ遊休農地は今後益々増える傾向にあるが、制度の導入も含め早急な対策を。

町長 中山間地等直接支払い制度については、十分承知しているが、対象面積が370ha程で、耕地面積の6%程度であり、測量するための費用が多額になる為、また、農業者間の公平感が保てないため、制度の導入を断念した。

遊休農地は、増加する傾

向にあることから諸対策について、農業委員会に検討を重ねて頂いている。

再質問 それ以上に重要な制度である。農業者間の平等性が保てないと言われましたが、これは、国の制度を否定するものであり、傾斜地で耕作に苦慮する農業者に対する支援策であり、この制度なくしては条件不利地の荒廃を食い止めることは出来ないと思う。

上川支庁や制度を利用している自治体の職員の話では、この制度の一番良い点は、集落的営農集団の設置だと言っている。これは、事業の中で、地域農業について何度も協議しなければならず、地域農業において大きな役割を果たしている。復元どころか、今後、耕作放棄地を増やさない為にも何らかの施策が急がれるが、町長の具体的な施策を。

町長 農地の荒廃化を防ぐ為には、何と言っても、農地の流動化の促進であり、農業委員会とも緻密な連携



岩田 議員

を図りながら、今後とも流動化策を推進していく。

再々質問 具体的な対策を伺いたい。

町長 現在も進めているところである。これからも土地改良事業や奨励作物の振興対策事業を進めていく。

町の施設に地元農産物の積極的な導入を

問 「地産地消」、「食育」をテーマに、給食センターでは地元農産加工品や、農産物が利用されており、食育の上で大きな成果を上げており、施設の方々からも高い評価を受けている状況にある。

町の施設である町立病院やラベンダーハイツにおいても、今後積極的な導入を図るべきでは。

町長 地元農産物を積極的に導入することについては、これまででも地元の米や野菜などを、給食センター、を初め、病院やラベンダーハイツで食材として利用することに努力してきた。

今後においても、限られた経費の範囲の中で取り組んでいきたい。

再質問 給食センターにおいては、職員や栄養士の協力のもと子供たちに、安全で新鮮な野菜を食べさせたいという思いから、年々充実している。

病院やラベンダーハイツにおいても、町民に見える形で農業者と町内の商店と協力しながらとり進めると受け止めたが。

町長 就任して以来、序々にはあるがそれぞれの施設で少しずつ促進され今日に至っているが、財政の健全化の上で、単価の問題もあると聞いている。十分調整を図りながら、それぞれの施設で利用促進を図っていききたい。



Q 特別支援教育の支援体制の強化を

A、特別支援連絡協議会を立ち上げたい



特別支援教室の風景

特別支援教育の充実と支援体制の強化を

質問 特別支援教育の指導体制の充実と強化が必要では。

教育長 本年度に特別支援教育への移行段階として、町内小中学校の担当教員等で組織する上富良野町特別支援教育検討委員会を設置し、これからの上富良野における特別支援教育の体制はどうあるべきかを検討する連絡協議会を立ち上げたい。

再質問 学校内外との連絡調整をするコーディネーターの配置は検討されているのか伺いたい。

教育長 特別支援連絡協議会的なものを立ち上げ、教育委員会・保健福祉課・保育所・幼稚園・小中学校や児童相談所等も入っていたとき、体制を整えたいと考えている。

幼児や児童生徒が見る芸術鑑賞の無料化を

質問 学校教育としての芸

術鑑賞は、無料化でもよいのでは。

教育長 社会教育事業の一環として幼児・児童生徒に芸術文化の鑑賞の機会を提供してきているところであり、子供たちにこれからも本物の芸術鑑賞の機会を提供するためにも、一部負担をお願いしている。

江幌小学校へのタクシー通学制度を継続を

質問 江幌小学校へ校区外から登下校する子ども達の交通手段として、タクシーが運行されていますが、18年度は片道、19年度で廃止との計画であるが、継続すべきでは。

教育長 財政難から、18年度は片道タクシー、19年度には、全町的な視野からもタクシーによる通学支援は来年度限りとし、バス通学もしくは保護者による送迎へ移行したい。

再生産可能な米価対策を関係機関に要請を

質問 過剰米対策として米が1俵6千円で売買されていますが、農家や地域経済にも悪影響を与えると考えるが。

町長 過剰米対策の米の価格が60kg6千円では、再生産が可能な対策かと考えると、非常に厳しいものがあり、再生産を確保できる米価とすることを、国、道、関係機関に働きかけていきたい。



住民の意思が反映される多様な町づくりの支援を

質問 道による強制的な自治体の合併ではなく、住民の意思が反映される多様な町づくりの支援が必要では。

町長 地域の特長性をいかした町づくりのためにも、一方的な指示による合併ではなく、地域住民や自治体



米 沢 議員

みずから選択する問題であり、その実現のためにも広域連合・市町村連携・市町村合併・広域都市などの多様な自治体のあり方に対する支援を求めたい。

地域包括支援センター運営協議会は住民に開かれた運営を

質問 地域包括支援センターが公正な運営をしていくために、運営協議会の役割は大切だと考えるが。

町長 地域包括センターは地域住民の心身の健康維持・保健・福祉の向上に必要な機関であり、円滑な役割を果たすためには、中立性を確保するためにも運営協議会の役割は大切と考えます。

20リットルプラスチックごみ袋の対応を

質問 20リットルプラスチック袋の考えは。

町長 5割増割増になることから、検討はするが大変むずかしい。



かみん多目的ホールステージ

Q 公共施設の放送・音響・照明設備の

点検と機器操作の指導で有効活用を

A、定期点検と使用前点検を行うとともに設備の利用効果が出るよう対処する

公共施設での放送・照明設備の維持管理と有効活用について

質問 上富良野町に講演、集会、研修等の公共施設が

公民館、社教センター、保健福祉センター、セントラルプラザ等あり、建設目的に応じた放送、音響、照明等が設備されている。設備年度によって差があるが、維持管理の不十分、または使用者への機器操作の指導不足により、有効活用されていない状況もある。次の点について伺う。

①各施設の放送、音響、照明等設備の維持管理、定期点検の実施状況。

②各施設を利用する団体または個人に対する使用方法の指導について。

町長 ①各施設の点検状況は、現時点では定期的な点検を実施している施設はない。いずれも不具合等の発生に対応した修繕や機器の取替えによっております。②利用者への使用方法の指導に関しては利用規模によ

って差違はあるが、利用前に概ね打合せをしていたにしている。特に設備の全機能を利用される場合は、事前に利用者の中の放送・音響・照明等のスタッフに操作方法等を含めた打合せをしている。なお「かみん」の各種設備は機能的にもかなり複雑なため、綿密な打合せが必要であると考え、その対応を図っている。

再質問 ①定期的な点検をせず、不具合等が発生した時に対応しているとの答弁だが、使用料を徴収して貸

館業務を行っている以上、町民に常に整備された状態で機器を利用していただくのが当然と判断するが、今後の定期点検を含めた維持管理の対策を強く求める。②「かみん」は文化会館的な用途を含めたので、放送音響、照明関係の費用は約3千万円を要した高性能のため、その機器の操作は複雑で相当の経験を要する。利用団体関係者への操作方の指導について伺う。



中村 議員

町長 適切な維持管理のために、定期点検、使用前の事前点検等々については見直しを図る。

②公共施設の各設備は、使用する方々が、原則的に操作、利用することになっているが「かみん」の放送、音響、照明等の機器操作指導については、事前説明等々の十二分な対応を図り、その利用効果が充分出るよう検討を加えていく。

富良野地区広域市町村圏振興協議会の「自治のかたち」プロジェクトチームの中間報告について

質問 富良野地方の5市町村でつくる「自治のかたち」プロジェクトチームが、調査検討に関する、中間報告が10月に提出されたが、次の点について町長の所信を伺う。

①「自治のかたち」中間報告書を5市町村でつくる振興協議会では検討・協議はどう進められたか。

②中間報告書では、広域で担うことが望ましい事務事

業の中で、「特に早期に実現が可能であるもの」として「広域消費者センター設置」を含めて5事務事業が上げられているが、平成18年度予算策定の段階であるので、最終報告（18年3月末予定）前でも実施できる事務事業はスピード感をもって広域で取り組むべきと考えが。

町長 ①中間報告書は「最終報告に向けての検討経過と論点」として位置付けし確認、協議会を終えた。

②具体的には、広域で担うことが望ましく、早期に実現が高いものとして検討を重ねている。その中でも、消費者相談は北海道の相談窓口の閉鎖問題もあり、特に早急な対応が求められているため、法律相談を含めて18年4月から広域による「消費者相談窓口の設置」に向けて取り組んでいる。

Q 子ども達の安全対策を

A、地域住民の協力をお願いしたい



登校する児童のようす

子ども達の安全対策について

質問 最近子ども達を狙った凶悪犯罪が続けて発生している。道内でも子ども達が不審者に声をかけられる例が平成17年11月までに20件発生したと報道されている。しかし事態は未報告を含めると報告の3倍から4倍発生していると言われている。さらに前年と比べて4倍の発生で非常に大きな問題であり、現在各地域でそれぞれに対応されているが、上富良野町の実態と対応は、また、玄関等には防犯カメラの設置の考えは。

教育長 最近のテレビや新聞で毎日のように小学生に関わる殺人事件等が報道されており、大きな衝撃と強い怒りを感じている。広島栃木での事件発生後、早速各小中学校の校長に更なる児童生徒の安全確保の対策として、集団での登下校の実施や通学路の危険箇所の把握、下校時においてどこから一人になるのかの実態

の把握とその対策等について指示してきた。

今後においても教育委員会、学校、PTA・保護者や青少年健全育成を進める会等との連携のもとに事件抑止のため万全の対策を講じて生きたいと考えているが、何よりも大きな効果を発揮するのは、地域の協力であろうと考えている。「地域の子どもは地域が守る」という考えを定着させ、この上富良野から悲惨な事件や事故が発生しないよう取り組んでいきたいと考えているところである。

農地の土地改良事業の支援について

質問 町の基幹産業である農業は、農政改革、貿易の自由化等で、年々厳しい経営状態にあり、大事な農地の土地改良は個人対応では非常に難しい実態である。土地改良事業の深土破碎事業については、以前合併前の農協で支援されていた事業であるので、ぜひ深土破碎事業の支援策を。また、



渡部 議員

以前私が中山間地の件で質問したとき、町長は土地改良事業に力を入れたいとのことであったので実現を。

町長 ご質問の深度破碎事業については、土地改良の一環として町と旧上富良野農協により8年間、ふらの農協として3年間、農業者の負担軽減を図りながら実施してきた。この深土破碎事業については、生産性の向上に結びつく役割を果たしたと考えているが、多額な費用を要する実態もある

ので、今後ふらの農協との調整を図りながら、再度事業化が可能かどうか、充分検討を重ねていきたいと考えているのでご理解賜りたい。

消費税対策について

再質問 国の税制改革により、消費税改正により、消費税の課税事業者の課税基準額が3千万円から1千万円に引き下げられたことにより、農業者だけでも2百人を超える課税者が3月に申告される。

また、基準査定では国等からの奨励金や交付金にあたる雑収入は13項目もあり、特に課税基準の接点にある人たちは毎年手続が予想される事から、当然個人指導が必要と思われ、所得税同様、農民連盟が対応すると思う。当然負担もかかることから、町の支援を。

町長 農業者の消費税申告適正な収支記帳等の環境の充実を図るよう、富良野地方農業所得者税務指導協議会を設立して、勉強会、質問の集約、連絡会等の体制が図られているところである。また、町としてもその時期に入れば、相談窓口をつくりながら、説明をさせていただきたいと思っているので、ご理解頂きたい。





Q 最重要課題として次世代育成環境の育成を図れ

A、関係機関・団体と連携を密に最善をつくす

町づくりと次世代育成

質問 次世代育成は最重要課題として取り組まなければならぬ。行政としての施策は一定の評価をしたいと思うが、その効果が出ているかと問われると必ずしも一致した評価は難しくどこにその問題があるかを検証しなければならない。群馬県高崎市で小学一年生浜名愛ちゃんが惨殺されて以来、一連の小学一年生児童被害事件は、社会を震撼させ、学習塾講師が塾生の小学6年生を出刃包丁で惨殺、高校生による母親毒殺未遂、女子刺殺事件、家庭内暴力虐待、また、親が子を殺害親が子の養育を放棄する等々、かつての日本社会では想像することすら出来なかった事象が、ごく当たり前の社会になってきていることに私は戦慄し空恐ろしく、これからの日本はどのようになっていくのか不安感で一杯である。

町づくりは、次世代施策が全てであると考えます。事件の背景に現在の社会環境があるという事を住民一人一人が重要性を認識して次世代育成に取り組むべきであり、行政は自ら率先してその施策を講じ最優先重要課題として取り組むべきと考えますが、町長の施策方針についての考えを伺いたい。

町長

平成16年度より組織的にも子育て支援班を保健福祉課内に設置致し、核家族が進む家庭の子育てに積極的に対処するとともに、子供センターの整備により子育て情報の交換や不安解消などにも対処できるよう恒常的な支援体制を整え、乳児期から学齢期に至る発達段階に応じた検診や相談には、保健師はもとより医師などの専門的な立場からの支援を継続的に整え、さらに就学児童に対しては、児童館活動や少年団活動などに参加の機会を大きく開いている状況にあります。今後とも必要な手立ての構

築に努力を傾注していききたい。

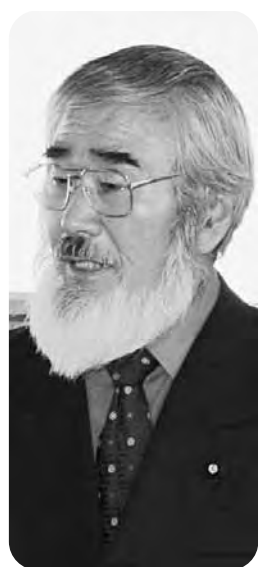
質問 一連の事件に関する記事は、当然に町長も目を通され、質問の要旨をご理解の上、答弁頂いたものと考えますが、内容は余りにも乏しく感じます。なぜこの様な事件が連続して起きるのか、背景はなんなのか、私はその事が非常に心配であります。行政が率先して住民に呼び掛け、安心して生活できる環境作りをぜひ構築して頂きたい。

町長

大変重要な課題であり、子供達を守る態勢づくりを促進し、今後、教育委員会との連携を図り、子供の安全対策、ご質問頂きました諸施策の展開の促進を図り、安全で安心して住める町づくりを目指して行きたいと思っています。

再々質問

次年度財務省原案で、子供を守る緊急6対策その他等々を平成18年3月までに実施。町長は知らない子供さんに挨拶しますか。次世代の子どもが地域



清水 議員

を繋いでいくのだということとを、私達住民全てがもっと強く認識し、我が子だと思つて一人一人の子供達を見守つていく、そういう社会環境を作らなければだめである。行政が先頭に立つて、あらゆる機関を通じて住民にあいさつ運動等展開する考えがあるか伺いたい。

町長 町づくりは人づくりという信念で、今取り組んでいる施策を実直に進め、子供たちの安全・安心を図れるような地域づくりを目指して行かなければならないと思つており、良い提言が有りましたら、提言頂きたい。

現在の痛ましい、厳しい状況につきましては、議員と同じような考えを持っていくということを御理解頂きたい。



常任委員会先進市 町村行政調査報告



総務文教常任委員会は、宮城県大和町にて「特別支援教育、指定管理者制度」について、新潟県小千谷市にて「防災対策」について視察調査を行いました。

◎宮城県大和町

① 特別支援教育について

平成13年から学習障害児に対する指導体制の充実事業が実践されていた大和町は、平成15・16年度に特別支援教育推進体制モデル事業の総合推進地域として指定を受け事業を広げた。中でも、教頭と教育相談担当の職員の計2名がコーディネーターとして配置されたことで、対外的な調整と内部職員や保護者への理解啓発、具体的プランの立案など、それぞれの立場で活動しながらも連携し有効な取り組みが行われていた。今後は幼稚園、高等学校も対象とした事業の推進が計画されており、一層連携のとれた取り組みが期待されていた。

② 指定管理者制度について

「なんとなく落ち着かない」「何かが苦手」という子どもも、接し方や支援の工夫をすることで生活、行動、学習面などが改善する。そのため少しでも早い時期に「気づく」ことが重要である。今後、上富良野町においても体制づくりが進められるが、その推進にあたっては、学校全体や近隣の学校関係機関と情報交換をすることで、子どもの立場に立った支援を進めることが重要である。

大和町では66ある公共施設のうち28施設について管理委託を行っており、今後更に25施設においても委託を計画していたが、可能なものから制度導入の手続を取るよう進められていた。しかし、公共施設の管理運営が民間事業者に対し事業価値を持つてもらえるのか確信がないこと、また、管理運営上一番の問題は人件費であることなどから、今後正職員から臨時職員やパート職員、ボランティア等へと体制の改善を図ることも含めながら、制度移行について検討を進めていくとの現状であった。

指定管理者制度への移行に際しては、多様化する住民ニーズに応えるための民間のノウハウを取り入れたサービスの向上、管理運営経費節減等が期待される。

しかし一層厳しさを増す町の財政状況を見たとき、さらに小さな役場にならざるを得ず、当町においても制度のより柔軟で多様な運用で、町の活性化につながる努力と工夫が必要である。

◎新潟県小千谷市

① 防災対策について

平成16年10月23日に発生した新潟県中越大地震発生後、震災を乗り越えよりよい町にするため小千谷市復興計画を策定。平成26年度を最終目標年度とし、復興にむけ取り組んでいた。



災害時、電話が通じず行政からの情報は防災無線等で伝えられるが、住民からの情報を受けられないという状況の中、ボランティアのバイク隊や自衛隊の徒歩による情報収集活動が迅速に行われた。

避難所は自主的な避難所も含め136箇所設置されたが、全避難所の把握が困難になり救援物資が行き渡らないという問題も発生した。しかし小さな避難所の方が「自分達にできることは自分達でやろう」という意識が強く、自立が早かった。

しかし住宅を失った住民の中には、いまだ仮設住宅での生活を強いられている方もおり、元の生活に戻るには、まだしばらくの年月が必要と感じた。

本町では、十勝岳噴火を想定した防災対策が主であるが、今後は各種災害を想定した防災対策が必要で、防災担当部署等を設置し危機管理対策の充実を図ることが必要である。災害時には「互いに助け合う」という意識のもと、近所同士の声かけや小さい住民組織での連絡委員を確立し、情報収集の組織化、避難誘導に関しての具体的な訓練が必要である。

産業建設常任委員会は、「景観によるまちづくり、中心市街地活性化について」長野県小布施町、栃木県佐野市葛生地区の視察調査を行いました。

◎長野県小布施町

(1) 景観によるまちづくりについて

昭和51年、郷土の偉人高井鴻山の招きにより葛飾北斎が小布施町に多くの肉筆画を残し、それらの保存展示のため建設された「北斎館」の建設により全国から多くの観光客が訪れるようになった。

昭和59年から61年にかけて、老舗菓子店や、大壁造りの民家など歴史的に景観を留めている建物を中心として、小布施の歴史と調和するよう、商工会などを含む1.6haのエリアを江戸時代に栄えた町並を再現しながら、そこに暮らす人と行政が役割分担をしながら面的整備を行った。一般民家の場合商行為が発生しないので、できるだけ経費がかからないように商業者と土地を交換し賃貸にして売買を行わない手法を取り、民間中心で整備が行われた。

(2) 中心市街地活性化について

(株)ア・ラ・小布施の発足

平成5年、商工会地域振興部が「町づくり会社」を設立。町運営の「公式ガイドセンター」の発足に準備をしていた町との第3セクター設立について研究会を立ち上げた。町から100万円の出資が承認され株主募集を行い、出資者33人2団体の総額1千600万円で設立登記を行った。平成6年業務を開始し、現在の出資者は55人出資金2千600万円となっている。



◎栃木県佐野市

旧葛生町 (TMOによる) 中心市街地活性化

平成11年町の有志、吉澤石灰(株)会長より国宝・重要文化財級の美術品55点が町に寄贈され、更に土地、美術館も併せて寄贈され、平成14年に吉澤記念美術館が完成、葛生化石館や葛生伝承館が整備され観光の拠点になり、一般住民や商店主の考えが街づくり事業に高い関心を持つようになった。平成11年商工会が栃木県商工会連合会から支援を受けてTMO構想を策定する。

平成12年15人の発起人によって資本金3千600万円で「まちづくり葛生(株)」を設立TMOに認定された。

平成14年拠点施設整備事業として、町づくり葛生(株)が事業実施者となり平成13年度経済産業省リノベーション補助金事業によりテナントミックス「葛の里 壱番館」をオープンした。



更に、町の一番の産業でもある石灰石工業の特性を活かし、ボン・フレスコ画(しっくい画)を町の建物に描き産学官による観光の研究も行われている。旧国道沿いの建物も町並み景観の保存にあわせて県の電線類地中化歩道整備事業に伴い、店舗・民家のファサード整備を図ってきた。これらの事業を導入して平成14年から5年間商店等のバリアフリー化を推進している。葛生町での事業導入は、TMO、商工会更に商店へのアンケートによるものであり、これらの事業に住民の声や考え方が反映されることによって住民の町づくり参加への意識活性化という波及効果になっている。今後は「葛の里 壱番館」によって土曜・日曜も人が集まる町となったので、美術館、葛生伝承館、化石館、

フレスコ画のある石灰石工業会館など街中を住民と観光客が、周遊できる取り組みが課題となっている。

まとめ

小布施町も葛生町においても、町づくり、中心市街地の再生に共通のキーワードが多く存在している。1点目は、その地域にしかないオンリーワンとなるものを核としていること。地域住民が共に協力をしながら地域特有の資源を活かしながら、広がりを持ち無駄なくエリアとしての特性を最大限に活かしている。

2点目は、産学官の連携が非常に上手く取れていることである。環境デザイン協力基準策定や住まいづくり・広告物設置マニュアル策定など、地域住民の修景に対する意識啓蒙が図られコンセンサス形成に大きく寄与している。

3点目は、行政が県や国の関係各省庁との強いパイプを結ぶため国庫負担による事業の活用、県との地域環境整備事業補助採択、県でのモデル事業となるよう各種補助金に積極的に申請努力も図った。

4点目は、どちらの町も、補助金のみで頼ることなく地域住民が共に出資を行うことにより株式会社組織を立ち上げて、町民が町づくりに積極的に参画している。



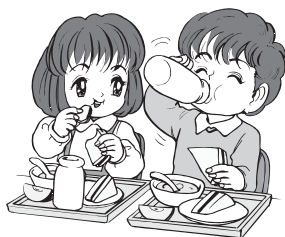
永遠に続く町づくりのためには、各種町おこしグループから牽引者としピニオンリーダーが必要であり、それを支える地域住民、行政の三位一体となった活動こそが、都市部に負けない地域独自性を最大限活かしたコンパクトな町づくりや、コンパクトな商店街再生に不可欠なことである。

これからどうする？

No.2

学校給食センターと地産地消

今回の「これからどうする？」No.2は、児童生徒たちに健康で楽しい学校生活を送ってもらうことを目的に、地元で収穫された農産物を安心して子ども達に食べてもらうのと、「食育」と「地産地消」の面から学校給食の献立に、地元の食材を積極的に取り入れています。学校給食センターの取り組みについて考えてみました。



教育としての学校給食の位置づけは？

- 学校給食法（第2条）では、学校給食の目標が示されています。
- ① 食生活の改善、良い食習慣・文化の獲得。
 - ② 栄養と健康の改善。
 - ③ 集団の中で人間としての交わりを学ぶ。
 - ④ 食料の生産・流通・消費などを体験学習として学ぶと定められています。
- 「学校給食は教育」である理由もここにあります。



上富良野町の学校給食の始まりは？

上富良野町の学校給食の始まりは、昭和38年8月に上富良野小学校に併設されたのが始まりです。昭和55年1月に学校給食センターが開設され、同年4月から小・中学校で完全給食が開始されました。

学校給食の職員は、施設長1名（教育振興課長兼務）・事務職2名（内臨時職員1名）・ボイラー技士職員1名（配送・施設設備維持管理業務）・学校栄養職員1名・調理員10名（内代替2名）・委託1名（配送・環境整備）の16名で児童生徒の安全で安心な学校給食の提供に努めています。

学校給食は何食作られていますか？

町内小学校5校・児童用で768食、中学校2校生徒用で386食、合計で1千154食、年間給食日数は188日～199日提供しています。米飯給食は、週3回、パン給食は、週2回となっています。

1食あたりの給食費は、小学生が28円で、中学生が27円です。この金額は、人件費、光熱費等は含まれない食材料費分の金額となっています。

給食の献立、調理作業内容はどうなっていますか？

献立は、家庭の不足しがちな栄養量も含め栄養摂取基準に基づき、旬の物（地場産）、家庭であまり使われない食材を取り入れ、施設・調理員・調理時間・衛生面をも考え作ります。

1年を通しほとんど同じものがないほど工夫し500種類以上作られています。

調理作業では、まず調理員の健康・衛生を確認し、朝8時から栄養士と調理員2名で納入業者立会いで検収作業（納入業者・商品名・数量・賞味期限・産地・品質・品温・包装・異物混入・原材料の保存）を行います。食材は当日納品、全て当日使用します。調理の下処理で、野菜類等は皮をむいてから、3回も洗うことになっています。

食材の温度管理上、納品時間を遅らせるなどして、調理から食すまでの時間を短縮し、また衛生管理と安全性を確保した上で、温かいものは温かい状態で冷たいものは冷たい状態で食べてもらう努力と工夫がされています。

すべての作業毎に手洗いと消毒を行い食材調理に万全を尽くし、安全・安心な給食を提供しています。

給食ランキング

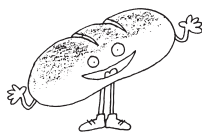
ごはん類の一位 めん類の一位 パンの一位



カレーライス



ラーメン



あげパン

■学校給食における地元産農産物の消費率

年 度	野菜の種類	地場産割合
平成14年度	15品目	24.90%
平成15年度	19品目	35.00%
平成16年度	27品目	52.20%
平成17年度	27品目	前年を上回る見込み

学校給食審議会の役員は、各学
校長、保護者代表、学校医、薬剤
師、一般消費者の代表で構
成されています。
また学校給食審議会での
主な審議内容は次のとおり
です。子ども達に「安全で
安心できる学校給食」を楽
しく食べてほしいとの考え
から、食材・調理・施設等
の衛生管理の徹底と児童生
徒の健康づくりの観点から
関係機関との連携をはかり
地場産の消費拡大、残食調
査等から特色ある楽しい学
校給食の具体化と充実につ
いて審議されています。

地元農産物が、広く使われるよ
うになったのは、平成14年7月か
ら地元の生産者「ゆかいな仲間達」
と地元商店との協力からです。お
米は、上富良野産のクリン米
(ほしのゆめ)・玉葱・人参・じ
やがいも・メロン・キャベツなど
の野菜類です。地元で採れた農産
物は新鮮で甘くきわめて美味し
いものであり、皆様から高く評価さ
れておりますが、基本的には、毎
月見積もりを行い、業者との平等
性を保つため安いものを使ってい
る状況です。

学校給食の「地産地消」の
取り組みはいつから？

給食アレルギーの子
供について？

上富良野町の学校給
食審議会とは？

三年前より食物アレルギーの子
供たちが増えてきています。牛乳
アレルギーのほか麺類・果物など
食品の数が多くなってきたており、
牛乳アレルギーの子供にはお茶を
代わりに出すなど、代替食品を提
供しています。

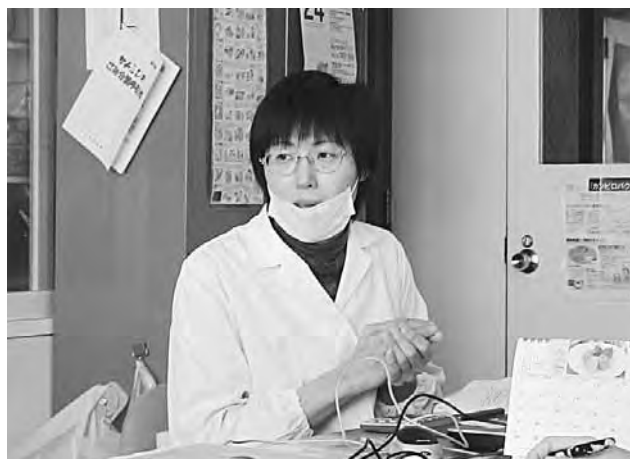
学校給食の今後と課題

学校給食の内容や役割は、時代と
共に変化してきましたが、いつの時
代も給食が子供たちの心と身体を育
める大切な存在であるには変わりあ
りません。学校給食センターの施設
は26年経過しており年々維持管理費
も増大する傾向にあるが、施設の機
器機具は耐用年数を相当経過してい
るが大切に使用されており、また毎
日の給食の調理業務のため、職員、
栄養士、調理員の方々の連携による
調理業務は数年の経験が必要である
ことから、大変な努力がうかがわれ
ました。

特に三浦栄養士については、栄養
士の仕事ばかりでなく、毎日単調に
なりがちな調理作業に対し、厳しい
目を持ち、調理員の指導にあたって
います。
「子供たちには、身体に良いもの
を食べさせてあげたい」この一言に
三浦栄養士の日々の熱い思いが凝縮
されています。

今後も町としての学校給食に対す
る位置づけが重要であることには変
わりありません。今、飽食の時代と
言われる中で、食生活の正しい習慣
を子供たちのころから身に付けさせる
ことが大切です。旬の新鮮な野菜・果
物など地場産の美味しさを知っても
らうことにより、農業の大切さや自

分の町についての関心を高めるきつ
かけになると考えます。今後、さら
に学校給食の献立に「安全安心」の
立場からも地場産の食材の活用が必
要だと考えます。学校給食は児童生
徒の成長期には欠かせない大切な食
事であり、その為には毎日安心して
給食が提供できる施設の整備は必要
であることは言うまでもありません。
老朽化している給食センターの修繕
と改築計画の方向性をしっかり持つ
ことが求められています。
近隣の市町村と比較しても、これ
程までに、職員・栄養士・調理員の
愛情のこもった給食は無いと感じま
した。



議会の“窓”

上川支庁管内町村議会議員研修会に参加



平成17年11月10日に旭川市において開催された上川支庁管内町村議会議員研修会に15名が参加しました。

内容は、講師に早稲田大学大学院教授、北川正恭氏により「地方分権と議会のあり方」をテーマに講演を受けました。

また、5町村の議員が各町の議会の運営等について事例発表を行った。



議会の動き

〔11月〕

- 6日～9日 産業建設常任委員会先進地行政調査（長野県小布施町・栃木県佐野市）
- 10日 第2回臨時会
- 10日 上川支庁管内町村議会議員研修会（旭川市）
- 15日 串内草地組合議会
- 22日 厚生常任委員会
- 28日 第3回臨時会
- 28日 総務文教常任委員会
- 28日 議会運営委員会

〔12月〕

- 5日 産業建設常任委員会
- 7日 厚生常任委員会
- 9日 総務文教常任委員会
- 14日 議員協議会
- 15日 議会運営委員会
- 16日 議員協議会
- 16日 議会広報特別委員会
- 20日 第4回定例会（1日目）
- 21日 第4回定例会（2日目）
- 22日 議員協議会
- 26日 富良野地区環境衛生組合議会
- 27日 上川南部消防事務組合臨時会
- 28日 第4回定例会（3日目）

〔1月〕

- 18日 議会広報特別委員会
- 23日 議会広報特別委員会
- 25日～27日 議会運営委員会先進地調査（芽室町・白糠町）
- 31日 中富良野町議員会と合同研修会

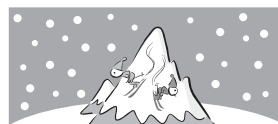
つぶやき

◆71年あまりの歴史に幕を閉じる清富小学校、3名の子供たちには、豊かな自然の中で学んだ事を、西小、上中の子供たちに伝えて欲しいと思います。

◆昨年9月に議会広報委員も新しいメンバーになったことから、今回から、表紙の「かみふらの」の文字は上富良野高校書道部の戸波先生、「議会だより」の文字が2年生の千葉さんの、心のこもった書です。今回から7回にわたり書道部の生徒さんに書いていただく予定です。どうぞお楽しみに！

◆このスペースも「赤えんぴつ」から「つぶやき」に変わりました。気持ちも新たに広報委員、職員と協力して、読みやすい紙面から、読みたくなるような紙面づくりに努めていきたいと思っておりますので、ご意見をお寄せ下さい。

（岩田 記）



- 委員長 米沢義英
- 副委員長 岩田浩志
- 委員 西村昭教
- 村上和子
- 金子益三
- 渡部洋己

議会の傍聴は自由です！

当日、受付で名前などを書くだけです。